

令和 8 (2026) 年度～令和 11 (2029) 年度

武雄市立小中学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月
武雄市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下、「給特法等一部改正法」という）第8条に基づき、給特法第7条第1項に示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、「指針」という）に即して、また、「武雄市教育大綱～Move Forward 未来はわたしたちが創る～」の基本理念「もっと、こどもまんなか」の指針及び「武雄市の教育」の基本方針を踏まえ、武雄市の教職員が、子どもたちと向き合う時間を確保し、より質の高い教育活動に専念できるよう、学校における業務の適正化を推進することを目的として策定するものである。

(2) 武雄市の現状

ア 武雄市では、平成30年3月に「学校現場の業務改善計画」を策定し、出退勤タイムレコーダーの導入、定時退勤日の週1日設定、アナウンス・録音機能のある電話機の整備等を行うことによって、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

イ こうした取組の結果、武雄市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は、以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

時間外在校等時間が月平均45時間を上回る割合は、小学校17.1%、中学校34.7%であった（下表参照）。授業準備や学級事務、校務分掌や部活動指導等の業務の負担感が大きく、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

| | 月平均 | 月平均45時間を上回る割合 |
|-----|----------|---------------|
| 小学校 | 28.14 時間 | 17.1% |
| 中学校 | 38.39 時間 | 34.7% |

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 時間外在校等時間(個人の平均時間)が、月平均45時間以下の教職員の割合を100%にする。

* 月平均時間は、時間外在校等時間の1年間の合計を12(か月)で割った時間とする。

イ 時間外在校等時間の月平均時間を小学校月平均25時間、中学校月平均30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和5・6年度の数値】

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。【R5：14.3日、R6：13.5日】

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。

【R5：9.6%、R6：7.6%】

ウ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、教育活動に生き生きと取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日(4年間)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

武雄市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動(「武雄市教育大綱」指針①関係)

- ・ 地域の方々や交通安全指導員による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、青色パトロールの実施や警察署との連携により、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・ 学校警察補導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- (ウ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・ 学校が、教育委員会を通して、市の顧問弁護士等の専門家を活用できる環境を整備する。
- (エ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の調査を行う。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- (ア) 発出される文書等の精査・縮減
 - ・ 武雄市から学校に発出される文書等を精査・縮減することにより事務負担を軽減する。
- (イ) ICT 機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理
 - ・ 市の教育委員会や ICT 支援員等と連携を図りながら、ICT 機器・ネットワーク等の整備を行う。
- (ウ) 学校の体育館等の施設管理
 - ・ 学校の体育館等の施設の管理業務については、スマートロックの導入を拡充していく。
- (エ) 休日の部活動の地域展開
 - ・ 休日の部活動の地域展開を、令和 10 年度までに実現する。平日の部活動については、活動終了時間等を見直し、地域クラブ指導者の配置拡充等を令和 13 年度までに進める。
- (オ) 校舎の開錠・施錠
 - ・ 校舎の開錠・施錠は、副校長・教頭に固定せず、役割分担の見直し等を促進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- (ア) 授業準備や学習評価、成績処理（「武雄市教育大綱」指針③関係）
 - ・ デジタル技術の活用により、授業に向けての準備を効率化する。また、教材倉庫（フォルダ）を活用し、教材の共有化を図る。

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、学習評価や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「武雄市教育大綱」指針②関係）

- ・ SC や SSW、こども笑顔コーディネーター、訪問相談員等に生徒指導関係の校内会議へ参加を求め、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

ア デジタル技術の活用により、授業準備や学級事務、校務分掌等の校務を効率化する。

イ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を年間 70 時間上回って編成されている場合には、指導体制を見直す。

ウ 清掃活動の時間や頻度、その他十分な効果が見込めない活動の見直しなど、日課表の工夫を行う。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 時間外在校等時間が月平均 80 時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。

イ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

ウ ストレスチェック(年 2 回)の実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用して、職場環境の改善を図る。

エ 夏季休業期間中に 10 日間(県が推進する行事自粛期間)、冬季休業期間中に 7 日間(年末年始を含む)の学校閉庁日の設定を行う。また、土曜等開校日や長期休業期間等の見直しを図る。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。また、育児休業も男性を含めて積極的に取得できるよう促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、武雄市で導入している出退勤管理システムで、該当職員だけでなく、管理職が把握して指導を行う。
- (2) 取組の着実な実行を図るために、市内各学校の教職員の状況を把握し、定例教育委員会およびこども教育会議において年度末に報告することとする。
- (3) 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を強化する。また、各中学校校区での共通理解を図る機会を設け、保護者や地域への周知や協力依頼するとともに、それを市教育委員会と情報交換することで、支援を強化し、実効性が伴う取り組みとする。
- (5) 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、武雄市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。